

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成18年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成18年12月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第100号 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第101号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第3 議案第108号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第109号 太宰府市副市長定数条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第110号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第6 議案第111号 太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第7 議案第112号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第113号 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第114号 太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第115号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第116号 証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第117号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第13 議案第118号 太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第14 議案第119号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第15 議案第120号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第121号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第17 議案第122号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（各常任委員

会)

日程第18 議案第123号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)

日程第19 議案第124号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)

日程第20 議案第125号 平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について(建設経済常任委員会)

日程第21 議案第126号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)

日程第22 請願第5号 少人数学級に関する請願(総務文教常任委員会)

日程第23 意見書第6号 「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書(総務文教常任委員会)

追加日程第1 発議第1号 特別委員会(基金創設調査特別委員会)の設置について

追加日程第2 意見書第7号 日豪EPA交渉に関する意見書

日程第24 議員の派遣について

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	永田克人

健康福祉部子育て 支援担当部長	村 尾 昭 子	建 設 部 長	富 田 讓
上下水道部長	古 川 泰 博	教 育 部 長	松 永 栄 人
監査委員事務局長	木 村 洋	総 務 課 長	松 島 健 二
財 政 課 長	井 上 義 昭	地域振興課長	大 藪 勝 一
市 民 課 長	藤 幸二郎	福 祉 課 長	新 納 照 文
建 設 課 長	西 山 源 次	上下水道課長	宮 原 勝 美
教 務 課 長	井 上 和 雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白 石 純 一	議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	伊 藤 剛	書 記	花 田 敏 浩
書 記	満 崎 哲 也		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第100号「市道路線の廃止について」及び日程第2、議案第101号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

日程第1及び日程第2は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 皆さん、おはようございます。

12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第100号「市道路線の廃止について」及び議案第101号「市道路線の認定について」につきましては、12月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、現地調査を行った上、審査いたしましたので、その内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第100号「市道路線の廃止について」を報告いたします。

今回提案されました市道路線の廃止は6路線です。ヒナ川1号線を除く5路線は、道路改良等による起点、終点の変更で、本議案で一括廃止し、議案第101号で再認定するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第100号は全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第101号「市道路線の認定について」を報告いたします。

今回認定する路線は、佐野土地区画整理区域が14路線、道路改良等により議案第100号で廃止した路線の再認定分が5路線、開発等により附属を受けた路線が7路線の合計26路線です。

本議案に対しても、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第101号は全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第100号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第101号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第100号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第100号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第101号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第101号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3と日程第4を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第3、議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」及び日程第4、議案第109号「太宰府市副市長定数条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3及び日程第4を一括議題とします。

日程第3及び日程第4は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番(武藤哲志議員) 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」及び議案第109号「太宰府市副市長定数条例の制定について」は、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

まず、議案第108号については、地方自治法の改正により、市において助役にかえて副市長を置くこと及び収入役を廃止し会計管理者を置くこととされたこと等に伴い、本条例を制定するものとの補足説明がありました。

本議案に対する主な質疑と回答を報告します。

まず、助役、収入役としての任期はどうなるのか、副市長の権限は、これまでと変わらないのかどうかとの質疑に対し、助役は、平成19年4月1日から副市長となり、任期は平成19年12月31日までで、現在の助役の任期を継承すること、また収入役は、経過措置として現在の任期である平成19年5月31日までとなっている。副市長の権限については、名称が変更になるということで変わりはないが、ただ市長に特別の委任を受けた場合については、委任の範囲内で自分で執行できることとなっているとの説明がありました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第108号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号は、地方自治法の改正により、市において助役にかえて副市長を置くこととされたことに伴い、副市長の定数条例を制定するものとの説明がありました。

さきの議案第108号とも関連しており、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第109号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第108号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第109号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」及び関係があります議案第114号、議案第115号は、後から報告をいたしますが、関連がありますので、含めて反対討論をいたします。

反対の理由は、収入役を廃止し会計管理者を置くことに伴う条例改正ですが、収入役は歳入歳出全般の会計事務をつかさどり、現金の出納及び管理、小切手の振り出し、物品の納入及び管理、現金及び財産の記録管理、支出負担行為に関する確認、決算の調整を行う重要な役職で、市長の財政支出をチェックできる執行部内唯一の権限のある職責です。任命に当たっては、助役と同じように議会の同意が必要です。

しかし、地方自治法は、助役には設けていない就職禁止規定を設け、収入役は、市長、助役、監査委員との親子、夫婦または兄弟姉妹の関係にある者は、収入役になることができない。関係が生じたときは、その職を失うと法で規定されています。

さらに、収入役権限は保障されております。市長は、任期中の助役の解任権を付与されておりますが、収入役の解任権はありません。このことは、収入役の職責を十分に行わせるように二重三重にも身分が保障された職責であります。収入役を廃止し、市長の裁量で任命も解任も自由にできる副市長や一般管理職員を会計管理者に任命し、収入役の業務を行わせることは、歳入歳出全般のチェック機能を弱体化させ、会計の公正を危惧するものであり、議案第108号の第2条、第4条、第5条、議案第114号の第1条、議案第115号の2条を1号とする条例は、収入役廃止に関連があり、我が党は国会審議でも反対を表明しておりましたので、地方議会でも反対をいたします。

以上です。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時13分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第109号「太宰府市副市長定数条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

○議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第5、議案第110号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について」及び日程第6、議案第111号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5及び日程第6を一括議題とします。

日程第5及び日程第6は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

○14番(佐伯 修議員) 12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第110号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について」及び議案第111号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について」につきましては、12月8日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第110号について報告します。

本議案は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律で、議会が推薦する委員は4人以内と規定され、条例でこれより少ない人数を定めている場合は、その人数を規定しなければならないことから、定数を2人と定める条例を制定することの補足説明がありました。

本議案に対しては、さしたる質疑もなく、また討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第111号について報告します。

本議案については、委員定数15人を実際の委員数である11人に改めるとの補足説明がありました。

委員からの質疑で、現在の定数15人に対して実数が11人となっているのは、平成16年の改選期に11人しか立候補の届け出がなく、欠員が生じていることと、農地と農業従事者が減少傾向で、農業委員会の中でも11ブロックに編成し直す提案がされたことから、実数に合った定数に改正することを確認しました。

なお、この条例改正により、選挙による委員が11名、議会推薦の委員が2名、農業団体推薦の委員が1名で、農業委員は合計14名となります。

本案に対する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第110号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第111号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第110号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第111号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7から日程第12まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第7、議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第12、議案第117号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7から日程第12までを一括議題とします。

日程第7から日程第12までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第117号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例」につきまして、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告いたします。

議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関す

る条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案は、公職選挙法の改正により、条例の一部を改正するもので、選挙運動用の自動車、ポスターの規定等を定めた部分とのことで、具体的な内容は従前どおりであるとの補足説明がありました。

関連質疑があり、選挙運動用自動車のリースの場合の公費負担限度額について、1日6万4,500円、運転業務に従事する者については1日1万2,500円であること等を確認いたしました。

審査を終え、討論はなく、議案第112号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第113号「太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案は、地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、監査委員の定数を2人とする規定を削除するものとの補足説明がありました。

さしたる質疑もなく、討論もありませんでした。採決の結果、議案第113号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号「太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案は、これも地方自治法の改正により条例の改正を行うもので、「助役」、「収入役」を「副市長」に改め、「吏員」を「職員」に改めるもので、職員定数については変わりがないとの補足説明がありました。

関連質疑として、職員の定数について確認したところ、現在の条例上の職員定数は423名で兼務職員が31人、差し引き実定数は392人である。実際の職員数は369人であるので、23人の定数割れがあるということを確認いたしております。

その他、さしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第114号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第115号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案についても、地方自治法の改正により、「助役・収入役」を「副市長」に改め、国家公務員の旅費に関する法律の改正により、宿泊料の甲地方の範囲について、「札幌市」、「北九州市」、「仙台市」を削除し、「さいたま市」、「堺市」を追加する等の改正であるとの補足説明がありました。

関連質疑として、甲地方の基準についての質疑があり、これについては、地域手当の導入により、その1級地から4級地までの政令市というのが根拠となったという説明がありました。

その他、さしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第115号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第116号「証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」報告します。

これは議案第115号と同様に、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴って、この証人等の実費弁償に関する条例、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、太宰府市職員の旅費等に関する条例における宿泊料の甲地方の範囲について、「札幌市」、「北九州市」、「仙台市」を削除し、「さいたま市」、「堺市」を追加する等の改正を行うものとの補足説明がありました。

審査の結果、さしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第116号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第117号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案については、公営住宅法施行令の改正により、条例の一部を改正するもので、いわゆる住みかえ可能になるとの補足説明を受けました。

関連質疑として、市営住宅の入居率、滞納状況についての質疑があり、現在、あいているのは全36戸中1部屋で、現在の滞納状況は9世帯、170万円に及んでいるとの報告を受けました。

その他、さしたる質疑、討論もなく、採決の結果、議案第117号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第112号から議案第117号についての報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第112号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第113号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第114号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第115号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第116号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第117号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

る条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第112号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対1名 午前10時29分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第113号「太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第113号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第114号「太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 先ほど議案第108号で討論をいたしまして、討論通告を議案第114号、次に報告しました議案第115号についても、先ほどの討論で関連があり、まず反対討論をしておりますので、これは省略いたします。

ただし、この2件については賛成できません。

以上です。

○議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第114号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時30分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第115号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 先ほどと同じように、討論については省略をいたします。

以上です。

○議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第115号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時31分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第116号「証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第116号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第117号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第117号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第118号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

○議長（村山弘行議員） 日程第13、議案第118号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第118号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」につきましては、12月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、監査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本議案は、佐野土地区画整理事業の精算金徴収事務の円滑化を図るための条例案で、主なものとしては、精算金を分割徴収する場合に付すべき子子の利息を財政融資資金法に基づく貸付利率への改正、精算金の分割申し出期間の変更、精算金額に応じた分割回数を改正するものです。

委員からの質疑で、適用される利率は、換地処分の日々の利率で、1%前後が予想されること、権利者の分割納付が緩和されること、分割納付申し出者数によって精算金徴収事務の所管が決まることなどを確認いたしました。

本議案に対する討論はなく、採決の結果、議案第118号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 委員長に回答を求めても、審議をしてないと言われればそうですが、この内容の中で、できれば後で調べてでも、また機会がありましたら、精算金と交付金というのがありまして、私も区画整理の審議委員を25年近くしております、最終的な最終業務なんです、仮換地処分があり、仮換地をして、最終的にはお金も払っていただいたりして、最終的な業務で、一般質問もさせていただいて、この業務は現地ですべきではないかということだったんですが、本庁に引き揚げてきました。

こういう精算金として、幾ら入ってくるのか、それからやはり今度は逆に交付金として幾ら支払うのか。だから、この差し引きで市税の収入になる。この基本的な問題を委員会では論議をいただいたのかどうか、精算金と交付金は幾らぐらいなのか。これの結果によっては、太宰府市では、この収入を充てて、また区画整理というか、そういう、あれだけの資本投下していったわけですから。

それと同時に、この区画整理が完成することによって、当初から見て固定資産税がどのくらい増えていくのか、これが一番肝心な内容なんですよ。

この議案というのは、太宰府市財政にとって大変重要な議案なんです、その審議はされてないということです、委員長からしてないと言えそのままですから、改めて担当課からそういう説明は受けたいという意向を持っておりますが、委員長の考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

○14番（佐伯 修議員） そのことについては、今、武藤議員言われるように、審議、質疑いたしておりません。ということで、今後、調査して報告したいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第118号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14から日程第16まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第14、議案第119号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第121号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14から日程第16までを一括議題とします。

日程第14から日程第16までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 12月5日の本会議において環境厚生常任委員会に付託されました議案第119号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第121号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、12月11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を一括してご報告いたします。

議案第119号から議案第121号までの今回の条例改正は、70歳以上で療養病床の入院に伴う費用について、食事代に加えて居住費等に係る費用が自己負担となり、従来の「標準負担額」から「食事療養標準負担額」と「生活療養標準負担額」に健康保険法が改正されたため、その条文の整理であるとのことでした。

質疑において、70歳以上の高齢者の自己負担額が、食材費及び調理コスト相当で、月に4万2,000円、居住費、光熱費等相当で月に1万円の合計で5万2,000円となり、低所得者対策として、3万円から1万円の範囲で軽減されるということを確認いたしました。

質疑を終え、討論において、本年6月の医療制度の改正によって、病院から締め出される方や必要な治療が受けられない方がいないかどうか、市において実態を把握していただき、今後必要があれば軽減措置を設けるなどの対応をしていただきたいとの要求がなされ、議案第119号から議案第121号については、自己負担が増となる医療制度の改正に伴う条例改正であるため反対するとの討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第119号から議案第121号については、大多数で原案のお

り可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第119号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第120号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第121号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第119号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 議案第119号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、反対討論をいたします。

この条例改正は、6月の国会で強行採決されました医療制度改革法に基づいて改正されるものですので、反対の立場から討論いたします。

今年10月から、療養病床に入院する70歳以上の患者の食費、居住費が自己負担となりました。この乳幼児医療費には、直接影響はありませんけれども、次の議案第120号の母子家庭等医療費、議案第121号の重度心身障害者医療費と関連の議案ですので、反対といたします。

今年の10月から70歳以上、そして来年の4月からは65歳以上も入院時の食費と居住費の負担が増えることになりました。食費については、先ほど委員長報告で言われましたように、5万2,000円もの自己負担になるとの説明を受けましたけれども、本来入院時の食事は、医療費の一環と見るべきで、居住費についても二重に家賃や光熱費を払うようなものであり、負担増とすべきものではないとの考えを持っています。

医療費負担の引き上げに加え、高齢者にとっては安心して治療に専念できないような大変切実な内容の医療制度改悪ですので、法律改正に伴うものではありませんが、市においては、低所得者対策に当てはまらないはざまの人たちが医療から締め出されることのないよう実態の把握に努めていただきたいということを要求し、討論といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第119号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時45分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第120号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 議案第120号については、先ほどの議案第119号で述べました理由と同じ理由で反対といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第120号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時46分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第121号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 議案第119号で述べました理由と同じであり、反対といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第121号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第122号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(村山弘行議員) 日程第17、議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番(武藤哲志議員) 12月5日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)」の総務文教常任委員会所管分については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものといたしましては、いきいき情報センターにおいて今年度嘱託職員を採用したことによる指定管理料の追加分244万8,000円、給食調理業務委託契約の見直しによる224万4,000円の減額、中央公民館の施設管理委託契約を随意契約から入札に変更したことによる527万6,000円の減額、今年の9月の台風による風倒木の処理費用及び土塁の修理費として追加分738万7,000円です。その他にも、来年度からクラス増が見込まれる小・中学校の消耗品、備品購入費の補正、市職員の人事異動による給与額の変動や共済掛け率の増などにより、職員給与費の補正等も行われております。

歳入の主なものとしましては、国庫補助率の確定による所得譲与税の5,420万円、地方財政計画の見直しによる普通交付税3億2,067万6,000円の減、減税額の確定により減税補てん債1,440万円、地方交付税確定による臨時財政対策債1,100万円の減額が補正されております。

債務負担行為の補正で、学校給食調理業務委託の追加や一部事務組合関係の追加、また地方債の補正もありました。

質疑では、歳出に関して、10款1項2目振興財団関係費において、太宰府市文化スポーツ振興財団への補助金の増額補正について、指定管理者である財団職員の人件費ということであるが、どういう仕組みで市から財団への補助をされているのかという質疑があり、あくまで財団事務局の運営の部分への補助金であり、それにかかわる費用はこれまでも補助金という形で支出している。今回財団理事会で報酬規定の改定が承認されたことを受け、補助金の増額補正を行っているという説明がありました。

また、10款5項3目公民館費において、今回、施設管理委託契約の見直しが行われて契約額

が大きく下がったところであるが、舞台等を利用する際、使用料として利用者の負担が増えたりすることはないのかという質疑があり、利用の仕方はこれまでと変わらず、利用者の負担が増えることはないとのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、第122号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 12月5日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分につきましては、12月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回補正される歳出の主なものは、6款1項5目農地費のポンプ施設管理基金積立金は、県からの御笠川、原川の改修工事に伴うポンプ施設維持管理補償金を歳入で受け入れ、この基金に積み立てるものです。

7款1項4目の太宰府館管理運営費は、入札減や執行残による減額、8款2項3目の通古賀地区都市再生整備事業では、工事設計監理委託料739万円が不用となったため、御笠川河川敷堤防を遊歩道として整備するために同額を道路改良工事に振り替えられたものです。

道路等整備関係費については、県道観世音寺・二日市線と県道筑紫野・太宰府線の事業費の確定によるものです。

また、そのほかの事業のほとんどは、緊急性のあるものの修繕費や事業費の不足分、平成18年度の事業確定によるものとなっております。

また、歳入の主なものとしては、歳出のところで報告しましたポンプ施設維持管理補償金を20款の雑入で受け入れたとのことでした。

審査を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第122号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

○17番(福廣和美議員) 12月5日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)」の当委員会所管分につきましては、12月11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、年度末決算見込みによる生活保護費の増9,655万5,000円、高雄区等への地元協力金に伴う美化センター関係費の増1,138万9,000円、ごみの塵芥収集運搬委託料増に伴う塵芥収集関係費の増4,755万4,000円が主に増額され、そのほか、職員給与費等の補正に伴う特別会計への繰出金の増、入札減、執行残による減、障害者自立支援費への予算の組み替え等に伴い、補正がなされております。

なお、歳入については、ほとんどが歳出に伴う補正となっております。

審査における主な内容として、4款衛生費、2項塵芥処理費の塵芥収集運搬委託料が今回5,167万3,000円増額されておりますが、これは家庭ごみの1世帯当たりの収集運搬単価を年度途中で金額を見直す課題があったことから、当初予算で約10.5カ月分を計上していたとのことでした。

この家庭ごみの1世帯当たりの収集運搬単価は、筑紫地区4市1町の統一単価の1,110円であり、担当課長会議において検討した結果、今年度においても妥当な金額であるという結論に至ったとのことでした。この金額については、ごみの塵芥収集方法等の違いから、4市1町以外の市町村との比較が困難であること、またごみ収集車1台当たりの収集世帯数等様々な収集コストを詳細に試算した結果、1,110円よりも高い金額であり、低く抑えているという説明を受けました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第122号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

- 19番（武藤哲志議員） 議案第122号議案「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」の第2表の債務負担行為補正、小学校給食調理業務委託、平成19年度5校目の小学校を含めた民間委託金5,962万6,000円が総務文教常任委員会に審査付託されました。

学校教育課より説明では、調理職員4名の退職に伴い、来年度より5校目、太宰府西小学校を含めた金額で、入札ではなく随意契約で実施をしたいと説明を受けました。質疑、討論はなく、原案のとおり可決されましたが、小学校の調理業務の民間委託につきましては、以前より実施しないでほしいとの請願や反対の立場で一貫してこれまで私ども論議をしてきました。補正予算の内容については、減額や補正の必要は認めますが、調理業務の民間委託につきましては、これまでの経過もあり、第2表債務負担行為補正、小学校調理業務委託については反対をいたします。

以上です。

- 議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

- 議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時02分〉

- 議長（村山弘行議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

- 議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

- 議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第123号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び日程第19、議案第124号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18及び日程第19を一括議題とします。

日程第18及び日程第19は環境厚生常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 12月5日の本会議において、環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第123号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び議案第124号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、12月11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果を一括してご報告いたします。

今回の補正において、議案第123号の国民健康保険事業特別会計では、人事異動に伴う職員給与費の増や療養給付費等の国庫負担金償還返還金の増等によって、歳入歳出それぞれ2,347万5,000円が追加され、議案第124号の介護保険事業特別会計では、人事異動に伴う職員給与費の増や介護給付費の国庫負担金及び県負担金精算返還金の増等によって、歳入歳出それぞれ4,170万円が追加されております。

議案第123号及び議案第124号については、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

議案第123号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第124号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第123号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第123号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時19分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第124号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第124号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20と日程第21を一括上程

○議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第20、議案第125号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第21、議案第126号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第20及び日程第21を一括議題とします。

日程第20及び日程第21は建設経済常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

○14番(佐伯 修議員) 12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第125号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び議案第126号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」につきましては、12月8日、委員全員の出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第125号について報告します。

今回の主な補正は、大佐野浄水場の給水開始以降、不要となっていた長浦台ポンプ場跡地を入札により645万円で売却し、資本的収入に帳簿価格の257万2,000円が、収益的収入に387万7,000円の固定資産売却益が計上されておりました。

本議案に対しての質疑、討論はなく、採決の結果、議案第125号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第126号について報告します。

今回の主な補正は、収益的収入の雨水処理負担金が平成17年度決算確定に伴い703万5,000円の減額、収益的収入における高資本費対策経費補助金9,572万5,000円の増額、汚水処理場補助金4億9,665万8,000円の減額、分流式下水道経費補助金2億503万円の追加及び資本的収入の分流式下水道経費補助金の2億323万4,000円の追加については、平成18年度に国の一般会計が負担しなければならない繰り出し基準の改正が行われたために、調整を行ったとの説明がありました。

本議案に対しても、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第126号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

議案第125号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第126号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第125号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第125号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時24分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第126号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第126号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 請願第5号 少人数学級に関する請願

○議長（村山弘行議員） 日程第22、請願第5号「少人数学級に関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました、請願第5号「少人数学級に関する請願」については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、審査内容と結果を報告いたします。

まず、本請願の紹介議員である委員から、太宰府市の厳しい財政状況の中で、即少人数学級の実現というのはかなり困難な部分もあると思うが、子供たちがゆとりを持って学ぶこととはとても重要であり、昨年少人数学級となった学校の児童の保護者や教員からも好評であったと請願の中にも書いてあるとしてその辺りも参考にされて審議をお願いしたいという説明や、自治体間に教育格差が出ている状況の中、子供たちの見守りの部分からも、少人数学級は一部の保護者の意見ではなく、保護者全体の声だと思ふという説明がありました。

また、参考意見として、宇美町、筑紫野市で少人数学級が実施されている状況、設置については学校長の判断によることや来年度のクラス編制の現時点での見込み等について、学校教育課長から話を伺いました。

審査を行う中で、この件についてもう少し検討する余地があるのではないかという意見があり、本請願を継続審査とするという動議が出されたために、採決を行いました。その結果、請願第5号は委員全員一致で継続審査すべきと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

○11番(山路一恵議員) 請願第5号につきまして、委員会では継続審査との報告でしたけれども、できるところからでも少人数学級にしてほしいと願う請願団体の意を酌みまして、私は賛成の立場から継続審査に反対をいたします。

文部科学省では、少人数指導と少人数学級の比較調査というのを行っていますが、不登校やいじめが減少したかという項目については、少人数指導の小学校では64%なのに対し、少人数学級では約89%が減ったとの結果が出ております。

中学校でもやはり同様の傾向が見られ、現在学校が抱えているいじめや不登校の問題にも、少人数学級は有効であることが文科省の調査からも明らかになっております。

先日の12月10日付の毎日新聞の記事の中に、「やはり少人数学級を」という見出しを見つけました。一クラスの人数が多くては、やはり一人一人の生徒と十分にかかわることができないと、教職員の多くが少人数学級を望んでいるということがその記事の声からも感じ取ることができました。

しかし、今問題なのは、学校現場でいじめ調査の対策会議が頻繁に行われているということで、結果的に先生が子供たちと接する時間がますます少なくなっている。そういう声もあり、先生や子供たちが実際に望む方向とは逆行する事態になっているということです。

この点については、本市でもどうなのかということをもた委員会の方でも調査をしていただきたいと思いますが、いずれにしても、これからはやはり少人数学級で一人一人に気配り、目配りができる環境こそが何よりも必要で、そうすることで、いじめや不登校、それから学力向上の諸問題を改善できるということが、文科省や、また少人数学級を実施している自治体からの調査で実証されておりますので、子供たちに寄り添った教育を実現するために、市並びに教育委員会は積極的な措置を講じるようお願いをいたします。

以上で討論を終わります。

○議長(村山弘行議員) 次に、19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 請願第5号「少人数学級に関する請願」については、採択すべきとして、賛成討論をいたします。

七つの小学校の学級編制につきまして、再三にわたり請願の趣旨の内容を、私は一般質問を行ってまいりました。12月議会では、いじめ問題の解決を初め、行き届いた教育問題が各議員

より切実に論議されました。いじめ問題の解決を初め、行き届いた教育の充実が必要です。

市内の小学校では、30人以下クラスもある、一方40人クラスもあります。市民増税が強まる中、行き届いた教育を行うために、太宰府市長と教育委員会が創意工夫し努力すれば、少人数学級制度は実施できるはずであります。

請願が継続審査されれば、3月議会で審議の結果でも4月の入学時には対応できないと考えられます。審議未了になれば、実施はなお困難さが考えられますので、請願書第5号は12月議会で採択すべきです。

総務文教常任委員会では、委員長のために討論ができませんでしたので、本会議で討論にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 次に、8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） この請願第5号につきまして、継続審査ということに関しまして、賛成の立場から討論いたします。

私は、この請願の紹介議員にもなっておりますけれども、総務文教常任委員会におきまして継続審査の動議が出た際に、その理由として、現在及び将来にわたっての生徒数と学校の状況、これは教室数などのハード面、加配教員を含む教職員数などのソフト面、そしてこれに伴います現実的な予算だというふうに解釈をしておりますけれども、これらの状況を一校一校確認をしてみるための調査を継続して行いたいというものであり、この意見は納得できるものでした。

しかしながら、同時に、子供たちに行われたアンケートの中で、学校でやってほしくないことの第1位が成績による差別というふうになっており、そのためには、子供それぞれの個性を引き出すためにも、少人数指導が今後ますます重要になってくることは確実であります。

したがって、議会の中でこの少人数学級に対して調査研究を行うということは、今後、ぜひそれがどのような形で実現できるかという前向きな姿勢での調査研究を要望いたしまして、賛成といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第5号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成17名、反対2名 午前11時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 意見書第6号 「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書

○議長（村山弘行議員） 日程第23、意見書第6号「「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第6号「「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書」につきましては、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

この意見書について、委員に意見を求めたところ、本会議で提案理由が述べられており、特に意見、討論もありませんでした。

よって、本意見書は、原案のとおり可決することについて採決を行いました。その結果、意見書第6号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時37分〉

○議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時40分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しましたとおり、追加議案として、発議第1号「特別委員会（基金創設調査特別委員会）の設置について」及び意見書第7号「日豪EPA交渉に関する意見書」が提出されました。

よって、発議第1号を追加日程第1、意見書第7号を追加日程第2として追加し、議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を追加日程第1、意見書第7号を追加日程第2として追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第1号 特別委員会（基金創設調査特別委員会）の設置について

○議長（村山弘行議員） 追加日程第1、発議第1号「特別委員会（基金創設調査特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番不老光幸議員。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

○7番（不老光幸議員） ただいま議長より許可いただきましたので、ご提案申し上げます。

「特別委員会（基金創設調査特別委員会）の設置について」。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、別案のとおり提出をいたします。

平成18年12月19日。提出者、不老光幸、賛成者、岡部茂夫議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、山路一恵議員、渡邊美穂議員。

理由につきましては、基金創設について調査研究を行うためでございます。

裏面をお願いいたします。

「特別委員会（基金創設調査特別委員会）の設置について」。

下記のとおり、特別委員会を設置する。

内容でございますけども、1、名称は、基金創設調査特別委員会。2、設置目的、地方自治体の財政危機を打開するための基金創設に関する調査研究。3、付議事件、基金の創設に関する件。4、構成、20人をもって構成する。5、経費、予算の範囲内。6、設置期間、調査終了までとする。7、活動、本委員会は付議事件のため、議会閉会中も必要と認めた場合には、随時開催することができる。

以上を提出、提案いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時44分)

○議長(村山弘行議員) ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員の皆様は全員協議会室にお集まりください。

ただいまより13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きますが、ここで特別委員会のために暫時休憩いたします。

休憩 午後1時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時40分

○議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に18番岡部茂夫議員、副委員長に7番不老光幸議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~


追加日程第2 意見書第7号 日豪EPA交渉に関する意見書

○議長（村山弘行議員） 追加日程第2、意見書第7号「日豪EPA交渉に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番大田勝義議員。

〔9番 大田勝義議員 登壇〕

○9番（大田勝義議員） 意見書の朗読をさせていただき、説明にかえさせていただきます。

意見書の文面の中で、FTA、それからEPAという言葉が出ておりますので、これにつきまして若干の説明をさせていただきたいと思っております。

FTA、これは自由貿易協定となっております。FTAとは、2国間または地域間（多国間）の協定により、物の関税や数量制限など貿易の障害となる壁を相互に撤廃し、自由貿易を行うことによって、利益を享受することを目的とした協定のことです。

さらに、現在では、物だけでなく、サービスや投資などをも含めた、より広範囲な分野での取引の自由が含まれています。

それから、EPAとは、FTAの要素に加えて、知的財産権、投資、政府調達、競争政策、中小企業協力なども、対象分野に含む協定です。

FTAにもEPAにも、同じ要素が含まれている場合があり、厳密にFTAとEPAを区別することは難しいようです。

このようなことになっております。

そこで、意見書の朗読をさせていただきたいと思っております。

「日豪EPA交渉に関する意見書」。

日豪の経済強化の方策の検討を目的として、政府間で「日豪経済強化に関する共同研究」が進められてきた。この結果、自由民主党は、12月4日に、条件つきで豪州とのFTA交渉入りの容認を決めた。

豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかも我が国にとって極めて重要な品目が多く含まれているのが実態である。このため、豪州との間では、農産物の取り扱いが焦点となるのは必至であり、その取り扱いいかんによっては、日本農業に壊滅的な打撃を与えるおそれがある。

こうした中で、12月13日に東アジアサミットが開催されるなど、12月中旬に日豪EPAに関する重要な日程が設定されていることなどから、以下の事項について強く要請する。

1つ、重要品目に対する例外措置の確保。

豪州は、現在、WTOのルール交渉の場において、FTAの締結について極めて厳格なルールを主張し、過去に締結したFTA交渉でも例外をほとんど認めておらず、豪州と交渉に入れば、我が国に対して重要品目も含めた関税撤廃を強く求めてくることは必至である。

このため、我が国の重要品目が除外または再協議の対象となるよう全力を挙げること。

2つ、我が国農業の崩壊につながる重要品目の完全撤廃を断固拒否。

我が国農業は、戦後農政の大転換を決定し、平成19年度からの実施に向け、生産現場は現在担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところである。このような中で、我が国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要な品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食糧自給率の向上どころか、我が国農業を崩壊させることにつながるものであり、そのような要求は断固拒否すべきである。

3、WTO農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応の確保。

これまで我が国は、「農業の多目的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPAにおいて、WTO交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰することとなることから、WTO交渉における主張に基づいた整合性のある適切な対応を行うべきである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成18年12月19日、太宰府市議会議長村山弘行。

提出先は、農林水産大臣松岡利勝様。

以上のように提出させていただきますので、皆様方の御賛同をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議員の派遣について

○議長(村山弘行議員) 日程第24、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

○議長(村山弘行議員) 日程第25、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において決議されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(村山弘行議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これもちまして平成18年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

平成18年太宰府市議会第4回定例会をこれで閉会します。

お疲れでございました。

閉会 午後1時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年2月27日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 橋本健

会議録署名議員 中林宗樹